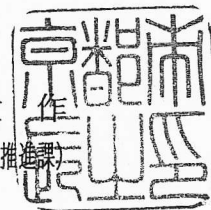


文市地第68号  
平成21年11月2日

京都市路上喫煙等対策審議会  
会長 彦 惣 弘 様

京都市長 門 川 大  
(担当 文化市民局市民生活部地域づくり推進課)



京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の施行に関する重要事項について (諮問)

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

新たな路上喫煙等禁止区域の指定について

(趣旨説明)

### 新たな路上喫煙等禁止区域の指定について

京都市では、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行しています。

この条例により、市民等に路上喫煙等をしないよう努力する義務を課すとともに、市内中心部10路線を「路上喫煙等禁止区域」に指定し、平成20年6月1日から1千円の過料徴収を開始しております。

禁止区域の指定、過料徴収開始の一連の取組により、現在、禁止区域及びその周辺で路上喫煙等をしている者の割合が大幅に減少するなど、大きな効果を上げています。しかしながら、路上喫煙に対する意識及び喫煙マナーの向上が十分には図れておらず、禁止区域から離れた地域では路上喫煙者が見受けられ、路上喫煙等による危険性が存在しています。

禁止区域の指定によって、禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待できますが、本来、喫煙者自らが路上喫煙等による危険を防止すべきものであること、また、禁止区域での過料徴収が路上喫煙者に対する制裁としての側面を有することから、禁止区域の指定は、これらの要素を勘案して総合的に判断する必要があります。

本市としては、抑止効果、再発防止効果が発揮でき、PR効果が特に高い象徴的な地域に限定して禁止区域を追加指定することで、「路上喫煙はいけない。」との認識を更に浸透させ、市内全域で喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるよう、路上喫煙に対する意識及び喫煙マナーの向上を図っていく必要があると考えております。

つきましては、以上のことを御賢察のうえ、京都市路上喫煙等対策審議会において、新たな路上喫煙等禁止区域の指定について、御審議を賜りますようお願い申し上げます。